

6-1 弁済

弁護士 上里 美登利

1 弁済によって債権が消滅するという大原則を定めた条文がこれまで存在しなかったため、この条文を設けた(法案473条)。

2 第三者の弁済(法案474条)

(1) 弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができないが、債務者の意思に反することを債権者が知らなかったときは、この限りでないとされた(法案474条2項)。

(2) 正当な利益を有する者でない第三者は、債権者の意思に反して弁済をすることができないとされた(ただし、その第三者が債務者の委託を受けて弁済をする場合において、そのことを債権者が知っていたときは、この限りでない。)(法案474条3項)。

これにより、債務者の意思に反するかどうかを債権者が確認できない場合、債権者が受領拒絶することが可能となる。

(3) なお、債務の性質が第三者の弁済を許さないとき、又は当事者が第三者の弁済を禁止し、若しくは制限する旨の意思表示をしたときは、第三者弁済はできない(法案474条4項)。

3 債務の履行の相手方(法案478条)

(1) 第三者が受領権限を有する場合、その者に対する弁済が有効であることを明確にした(法案478条1項括弧書き)。

(2) 受領権限のない者に対する弁済の効力

従来「債権の準占有者」との文言がそもそも用語としてわかりにくいこと等から、これに代えて、「取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するもの」に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する、とした。

従来「債権の準占有者」に該当するとされてきた判例・通説の見解を変更するものではないとされている(民法(債権関係)の改正に関する要綱案のたたき台(5)27頁)。

4 代物弁済(法案482条)

代物弁済契約が諾成契約であることを明示したうえで、代物が給付されたときに弁済の効力が生じて債権が消滅することを明らかにした。

5 弁済の方法(法案483条～487条)

(1) 弁済の時間(法案484条2項)

弁済の時間について、商法520条に則り、法令又は慣習により取引時間の定めがあるときは、その取引時間内に限り、弁済をし、又は弁済の請求をすることができることと定めた。

(2) 受取証書の交付請求(法案486条)

弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができることとした。

もともと、受取証書の交付をしなければ債務の履行を請求できないという関係にはなく、債務者が履行期を徒過しても受取証書の交付義務について同時履行の抗弁権があることを理由として、遅滞に陥らないと主張することはできないとされている(民法(債権関係)の改正に関する要綱案のたたき台(5)33頁)。

6 弁済の充当(法案488条～491条)

取引の実態に合わせ、まずは、当事者の合意に従うべきことを条文上明確にした(法案490条)。その上で、従来の民法の充当に関する規定の規律を概ね維持した。